

2006年度 民事訴訟法講義 秋学期-第20回

関西大学法学部教授
栗田 隆

秋学期-第20回

1. 裁判によらない訴訟の完結
2. 口頭弁論の終結と終局判決
3. 中間判決
4. 判決のまとめ

T. Kurita

2

裁判によらない訴訟の完結

- 訴えの取下げ（261条以下）
- 和解（264条以下）
- 請求の放棄・認諾（266条）

T. Kurita

3

どの期日であることができるか （261条3項・264条・266条、規則95条2項）

	口頭弁論等 の期日	進行協議 期日	期日外での 書面提出
取下げ	○	○	○
放棄・認諾	○	○	
和解	○		

口頭弁論等の期日（261条3項）

- 口頭弁論期日（87条）
- 弁論準備手続期日（169条）
- 和解の期日（89条）

T. Kurita

4

訴えの取下げ

- 訴訟係属を消滅させる単独行為である（262条1項）。
- 第一審判決後でも可能。訴えの取下げにより、判決は効力を失う。
- 紛争の確定的解決がもたらされない。
- 被告がその訴訟で紛争に決着をつける用意をしている場合には、被告の同意が必要（261条2項）。被告の同意も単独行為である。

T. Kurita

5

再訴の禁止（262条2項）

- 裁判制度の浪費的利用を防ぐためである。
- 要件
 1. 本案について終局判決があること。
 2. 同一の訴えであること
 - a. 当事者の同一
 - b. 訴訟物の同一
 3. 訴訟制度の利用を必要とする事情が同じであること

T. Kurita

6

定義：懈怠

- 口頭弁論期日の懈怠 口頭弁論期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷すること
- 弁論準備手続期日の懈怠 弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論準備手続における申述をしないで退席すること。

訴えの取下げの擬制

- 両当事者が訴訟の追行に熱心でない場合には、裁判所は判決要求に応ずる必要はなく、訴えの取下げが擬制される。
- 要件
 1. 口頭弁論または弁論準備手続の期日を懈怠し、その後1月以内に期日指定の申立てをしないとき。又は
 2. 連続して2回、口頭弁論または弁論準備手続の期日を懈怠したとき

裁判上の和解

次の2つがある

1. 訴訟上の和解（267条） 訴訟係属中になされる。
2. 訴え提起前の和解（275条）

訴訟上の和解

- 次の二つの主要な効果が生ずる
 1. 紛争の合意による解決
 2. 訴訟の終了
- 両者の関係について見解の対立がある
 - a. 単一の訴訟行為の効果と見る見解
 - b. 一つの行為に私法上の行為の側面と訴訟上の行為の側面とがあるとみる見解
 - c. 2つの行為が同時になされていると見る見解

和解の促進

- 和解条項案の書面による受諾（264条）
- 裁判所等が定める和解条項（265条）

和解の効力＝確定判決と同一の効力

- 既判力はない。
- 強制執行に親しむ給付義務が記載されている場合には、その義務について執行力が生ずる。
- 意思表示の瑕疵を理由に、和解の無効・取消しを主張することができる。
- 訴訟手続の再開のためには、期日指定の申立てをする。これに代えて、新たな訴えの提起もできる。

請求の認諾・放棄

- この請求は、狭義の請求、つまり原告の訴訟物たる権利主張である。
- 請求の認諾 被告が原告の請求（権利主張）が正当であると認めること
- 請求の放棄 原告が自己の請求（権利主張）が正当でないと認めること

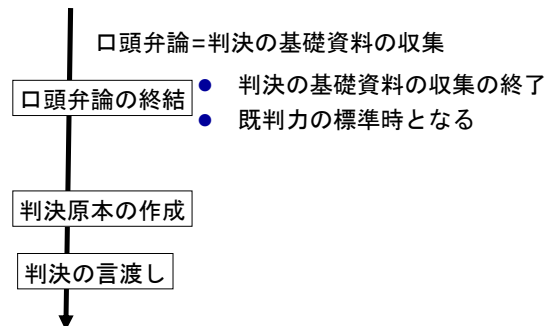
調書への記載

- 本来は、請求の放棄・認諾に基づいて裁判所が判決をすべきであるが、現行法は、請求の放棄・認諾を調書に記載して、判決の代用とした。
- 調書の記載には、確定判決と同一の効力がある。既判力を認めるべきかについては争いがあるが、肯定すべきである。

相手方の判決申立権

- 既判力を否定する立場に立つ場合には、放棄又は認諾をした者の相手方は、既判力による解決を求める利益がある場合には、判決を申し立てることができるはずである。
- 既判力を肯定するか否かに関わらず、外国で強制執行をする等のために必要な場合には、相手方は判決を申し立てることができるはずである。

弁論の終結（243条）



口頭弁論の再開（153条）

- 裁判所は、必要な場合には弁論を再開することができる。
- 再開するか否かは、裁判所の裁量に属する（最高裁判所昭和40年2月2日第3小法廷判決（昭和36年（才）1028号））。

当事者が期日を懈怠する場合の特則（244条）

- 当事者が口頭弁論の期日に出頭しない又は弁論をせずに退廷するときは、新たに提出する資料がないとの推定が可能である。
- 243条の意味で裁判をなすに熟していなくても、「審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは」、裁判所は、弁論を終結して、終局判決をなしうる。
- 当事者の一方のみの懈怠の場合には、相手方当事者からの申出が必要である。相手方に有利な判決が出されるとは限らないからである。

中間判決（[245条](#)）

中間判決は、審理の整序に役立つほどにまとまりのある次の事項について許される。但し、終局判決が直ちに可能になる場合には、終局判決をすべきであり、中間判決は許されない。

1. 独立した攻撃防御方法
2. その他の中間の争い
3. 訴訟物たる権利の存在（請求の原因）

中間判決の効力

- 中間判決も判決の一種であり、自己拘束力がある（上級審を拘束する効力はない）。判決を言い渡した裁判所は、これと矛盾する終局判決をすることはできない。
- 但し、中間判決後に生じた事由に基づいて中間判決と異なる判断をすることは許される。

判決のまとめ

- 終局判決（[243条](#)） ⇔ 中間判決（[245条](#)）
- 全部判決 ⇔ 一部判決（[243条](#)2項・3項）
 - ↓
 - 結末判決・残部判決
- 脱漏判決 ⇔ 追加判決（[258条](#)） 訴訟費用の裁判の補充および仮執行宣言の補充は決定による（[258条](#)2項・[259条](#)5項）
- 訴訟判決 ⇔ 本案判決